特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
10	児童扶養手当の支給に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
桶川市は、児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
埼玉県桶川市長

公表日
令和6年7月10日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	児童扶養手当法に基づき、父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭に対して、児童扶養手当認定請求書等の届出により、支給要件を満たす者に対して、児童扶養手当証明書を作成し、通知を行う。 また、児童扶養手当現況届により、支給要件の確認を行い、継続認定の可否を確認する。
③システムの名称	児童扶養手当システム　団体内統合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
受給者ファイル、関係者ファイル、支払ファイル、所得ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表の56の項及び児童福祉手当法等

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 （主務省令第2条の表における情報提供の根拠） ・第三欄（情報提供者）が「都道府県知事等」のうち、第四欄（利用特定個人情報）に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項（17、20、42、89、90、125、141、155、161の項） （主務省令第2条の表における情報照会の根拠） ・第一欄（情報照会者）が「都道府県知事等」のうち、第二欄（特定個人番号利用事務）に「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第83条で定めるもの」が含まれる項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部子ども未来課
②所属長の役職名	子ども未来課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課総務・情報公開係　埼玉県桶川市泉一丁目3番28号　電話　048－786－3211

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部子ども未来課　埼玉県桶川市泉一丁目3番28号　電話　048－786－3211

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検	[○] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月27日	Ⅰ－5．評価実施機関における担当部署　①部署	健康福祉部こども支援課	健康福祉部子ども未来課	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	Ⅰ－5．評価実施機関における担当部署　②所属長の役職名	こども支援課長　金子　由則	子ども未来課長	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	Ⅰ－7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	総務部総務課情報公開・文書グループ	総務部総務課総務・情報公開係	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	Ⅰ－7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	埼玉県桶川市大字上日出谷９３６番地の１	埼玉県桶川市泉一丁目３番２８号	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	Ⅰ－8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	健康福祉部こども支援課	健康福祉部子ども未来課	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	Ⅰ－8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	埼玉県桶川市大字上日出谷９３６番地の１	埼玉県桶川市泉一丁目３番２８号	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	Ⅱ－1．対象人数　いつの時点の計数か	平成27年5月1日　時点	平成30年12月1日　時点	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	Ⅱ－2．取扱者数　いつの時点の計数か	平成27年5月1日　時点	平成30年12月1日　時点	事後	見直しを実施したため
令和1年6月26日	Ⅱ－1．対象人数　いつの時点の計数か	平成30年12月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	見直しを実施したため
令和1年6月26日	Ⅱ－2．取扱者数　いつの時点の計数か	平成30年12月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	見直しを実施したため
令和1年6月26日	Ⅳ　リスク対策	なし	項目を追加	事後	評価書の様式変更
令和2年5月27日	Ⅱ－1．対象人数　いつの時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	評価の再実施をしたため
令和2年5月27日	Ⅱ－2．取扱者数　いつの時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	評価の再実施をしたため
令和3年6月18日	Ⅱ－1．対象人数　いつの時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	見直しを実施したため
令和3年6月18日	Ⅱ－2．取扱者数　いつの時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	見直しを実施したため
令和4年6月17日	Ⅰ－4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	見直しを実施したため
令和4年6月17日	Ⅰ－5．評価実施機関における担当部署　①部署	健康福祉部子ども未来課	福祉部子ども未来課	事後	見直しを実施したため
令和4年6月17日	Ⅰ－8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	健康福祉部子ども未来課	福祉部子ども未来課	事後	見直しを実施したため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月17日	Ⅱ－1．対象人数　いつの時点の計数か	令和3年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	見直しを実施したため
令和4年6月17日	Ⅱ－2．取扱者数　いつの時点の計数か	令和3年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	見直しを実施したため
令和5年6月16日	Ⅱ－1．対象人数　いつの時点の計数か	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	見直しを実施したため
令和5年6月16日	Ⅱ－2．取扱者数　いつの時点の計数か	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	確認し	認識し	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	Ⅰ－3．個人番号の利用　法令上の根拠	番号法別表第1の37の項及び児童福祉手当法等	番号法別表の56の項及び児童福祉手当法等	事後	法改正のため
令和6年7月10日	Ⅰ－4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ・第三欄（情報提供者）が「都道府県知事等」のうち、第四欄（特定個人情報）に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項（13、16、26、30、47、64、65、87、116の項） （別表第二における情報照会の根拠） ・第一欄（情報提供者）が「都道府県知事等」のうち、第二欄（事務）に「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 （主務省令第2条の表における情報提供の根拠） ・第三欄（情報提供者）が「都道府県知事等」のうち、第四欄（利用特定個人情報）に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項（17、20、42、89、90、125、141、155、161の項） （主務省令第2条の表における情報照会の根拠） ・第一欄（情報照会者）が「都道府県知事等」のうち、第二欄（特定個人番号利用事務）に「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第83条で定めるもの」が含まれる項	事後	法改正のため
令和6年7月10日	Ⅱ－1．対象人数　いつの時点の計数か	令和5年4月1日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	Ⅱ－2．取扱者数　いつの時点の計数か	令和5年4月1日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	見直しを実施したため